

厳しい短期財政に

ご理解とご協力を

組合員や被扶養者の皆さんが医療機関等で受診されますと、医療費の1～3割を自己負担されますが、残りの7～9割は共済組合が医療機関等に支払っています。

この医療機関等への支払いは、組合員の皆さんからの掛金及び所属所からの負担金で賄われています。

右のグラフは平成20年度から平成24年度までの掛金率の推移を示しており、年々上昇の一途を辿っています。

平成23年度における奈良県の掛金率・負担金率を合わせた短期財源率は、全国で2番目に高い率となっています。

この掛金率を皆さんから実際に徴収する掛金額に換算すると次のようになります。

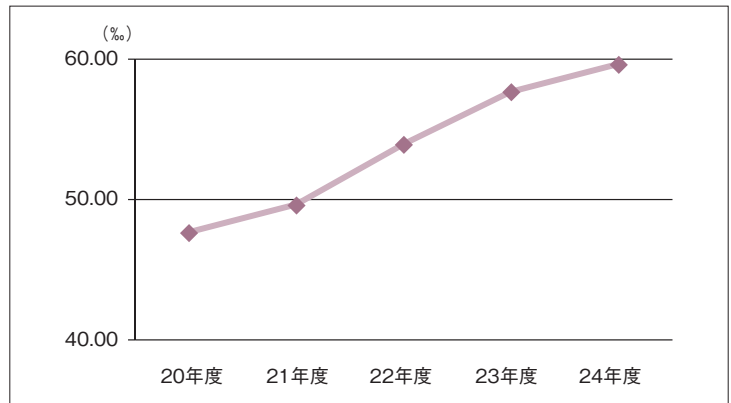
例えば、給料月額:350,000円の場合、平成20年度から毎月の短期掛金額（期末手当等の徴収額を除く）の推移は右のグラフのとおりとなり、これを全国の市町村職員共済組合の掛金率が低位の5県とで比較すると、下のグラフとなります。

掛金率の上昇は家計の負担ともなりますので、組合員や被扶養者の皆さんには健康管理に十分気をつけていただき、医療費の節約に、ご協力をお願いします。

【掛金率の推移】（一般職員の場合）

* () は対前年度増減値を示す。

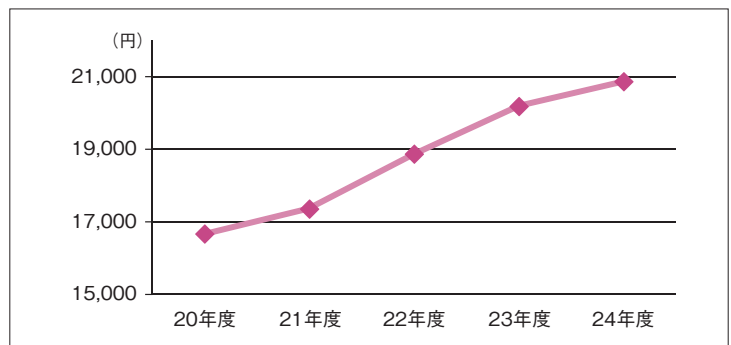
年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
掛金率	47.6125%	49.575% (1.9625%)	53.90% (4.325%)	57.65% (3.75%)	59.60% (1.95%)



【掛金額の推移】（例：一般職員で給料月額が350,000円の場合）

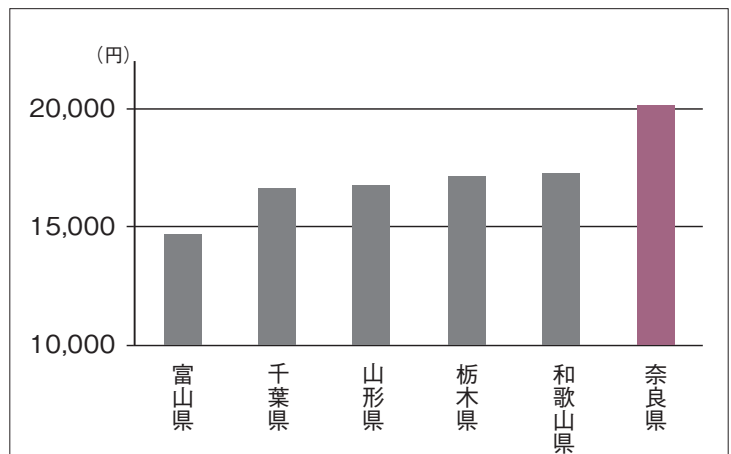
* () は対前年度増減値を示す。

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
掛金額	16,664円	17,351円 (687円)	18,865円 (1,514円)	20,177円 (1,312円)	20,860円 (683円)



【全国との比較】（例：一般職員で給料月額が350,000円の場合）

短期掛金率下位5県と当組合の掛金率		
1位	富山県	41.875%
2位	千葉県	47.500%
3位	山形県	48.000%
4位	栃木県	48.950%
5位	和歌山県	49.375%
46位	奈良県	57.650%



*平成23年度の短期財源率を基にしています。